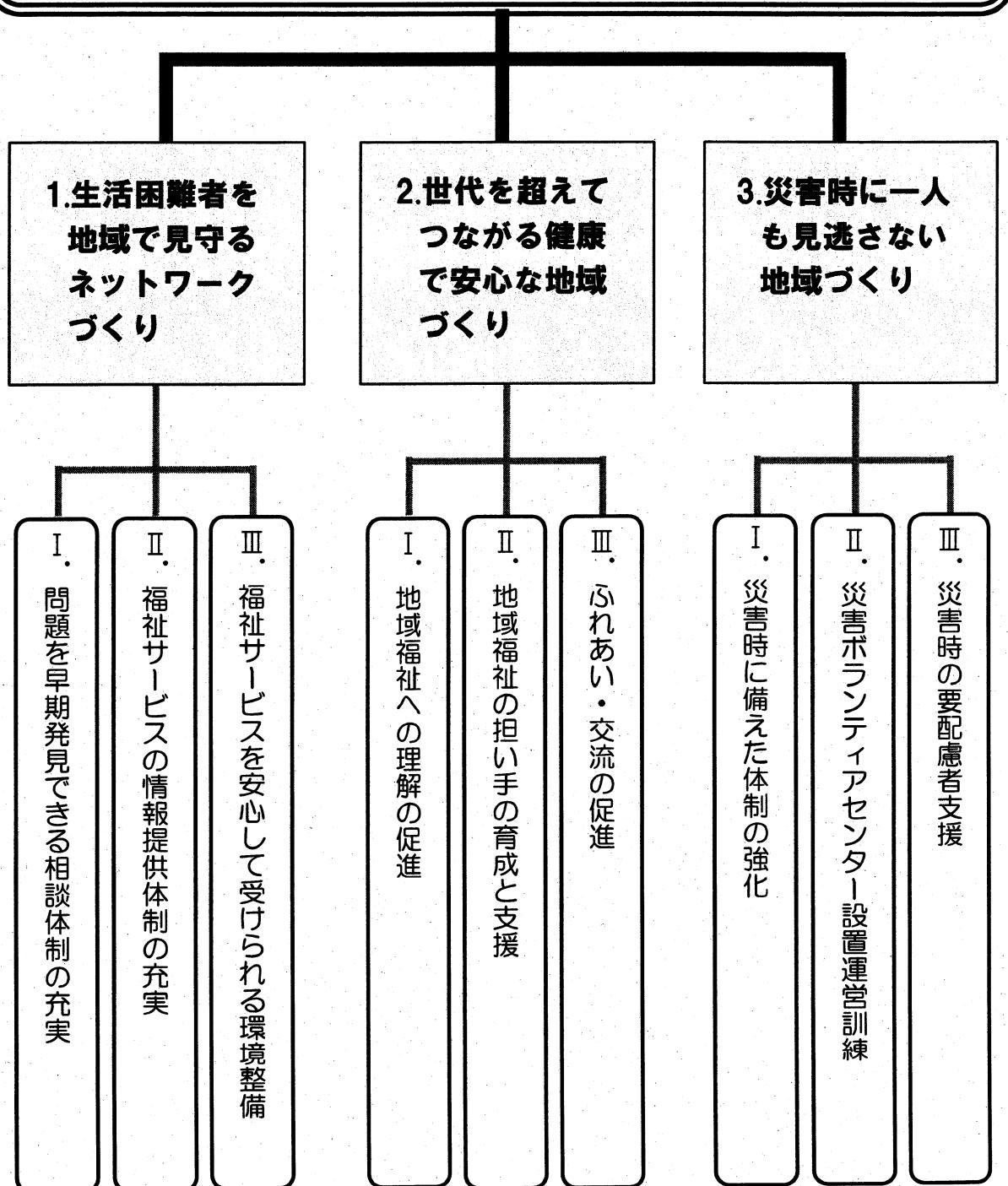


## 第5章 地域福祉活動計画の推進

## 施策体系

### 目配り 気配り 心配り 寄り添い見守る地域づくり



# 1. 生活困難者を地域で見守るネットワークづくり

## I. 問題を早期発見できる相談体制の充実

### 現状

社協では、住民からの相談を受ける窓口として、「心配ごと相談・無料法律相談」の実施や、総合的な相談窓口を常時設置し、制度の狭間にある生活困窮者支援を主として、さまざまな相談支援活動を行っています。

住民アンケート調査では、今後充実すべき取り組みとして「気軽に相談できる福祉総合窓口」への回答が40.7%で、他の選択肢と比較しても割合が高く、また、生活困窮の問題や支援制度について「必要である」との回答が78%となっています。

しかし、不安や悩みの相談先として「社会福祉協議会の窓口」を選んだ割合や、福祉サービスに関する情報の入手先で「社会福祉協議会の窓口や広報紙」を選んだ割合は低くなっています。相談窓口の存在自体の周知が必要な状況となっています。

### 施策の方針

社協が行う総合的な相談支援について、より住民に周知を行うため、広報紙などを用いて相談窓口をPRするだけでなく、実際に利用した人や活躍している人の協力を得ながら、住民に向けた周知を行います。

また、福祉サービス事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、障がい(児)者の団体など、関係団体との連携を強化し、情報共有を図りながら問題発見能力の向上に努めます。

## 社協の取り組み

| 取り組み   | 内 容   | 2019   | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--|---|--------|------|------|------|------|
| 福祉総合相談窓口<br>ふくし何でも相談<br>(旧:心配ごと相談)<br><b>全</b> | 住民の日常生活上のあらゆる相談に応じる福祉総合相談窓口としての機能を果たします。<br>「ふくし何でも相談」と分かりやすい名称に変更し、いつでも気軽に相談ができるよう、職員が通常業務の中で対応します。<br>「どこに相談をすれば良いのか分からぬ」との声に応えるため、知名度の向上に努めます。 | 見直し・実施 | 充実   |      |      | →    |
| 無料法律相談<br><b>全</b>                             | 住民の日常生活上における法的トラブルに対して、気軽に相談できる窓口としての役割を果たします。<br>そのために、「親しみやすい名称」への変更を検討します。<br>継続的に相談が必要な場合は、専門機関への橋渡しをします。                                     | 継続     |      |      |      | →    |
| 生活困窮世帯の早期発見・早期対応<br><b>困</b>                   | 民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が、それぞれの活動現場で、生活困窮状態にある人を発見した時は、連絡・連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。また、定期的な調査を行い、継続的な見守り活動につなげます。  | 継続     |      |      |      | →    |
| 問題発見能力の向上<br><b>全</b>                          | 福祉サービス事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、障がい(児)者の団体など、関係団体との連携を強化し、情報共有を図りながら問題発見能力の向上に努めます。  | 検討     | 実施   |      |      | →    |

### 《対象世帯の表記》

高…高齢者世帯   
 障…障がい(児)者世帯   
 子…子ども・子育て世帯   
 困…生活困窮世帯  
全…上記を含む全世帯

## II. 福祉サービスの情報提供体制の充実

### 現状

毎月、広報紙「福祉かつらぎ」の発行により、社協の取り組みや福祉に関わる総合的な情報を発信しています。また、住民の地域福祉への参加促進や、福祉サービス利用のための取り組みの中で、住民への福祉サービスの啓発を行っています。

住民アンケート調査では、「毎月の広報紙の発行」の認知度は、89.7%と高くなっている一方で、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」から福祉サービスに関する情報を入手しているという回答の割合は12.4%と低くなっています。

また、「福祉サービスに関する情報発信の充実」という回答が高くなっています。相談体制の充実とともに、福祉サービスに関する情報発信については「わかりやすさ」を意識しながら充実させる必要があります。

### 施策の方針

「福祉かつらぎ」から情報を得ている割合が少ない一方で、「広報かつらぎ」から情報を入手している割合が非常に多くなっているため、かつらぎ町役場と連携した情報提供体制の充実を図っていきます。

また、福祉サービスに関する情報発信の充実を求める声が多くなっている中で、住民自身が身の回りの必要な情報をしっかりと認知し、また緊急時にそなえて隣近所や見守りを行う民生児童委員などと共有を図り、情報が届きにくい方には、情報が届くような方策を検討します。

## 社協の取り組み

| 取り組み                      | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------------------------|--|------|------|------|------|------|
| 福祉かつらぎの発行<br><b>全</b>     | 毎月の発行によって、社協の活動や福祉に関わる情報を発信します。  | 継続   | ■    | ■    | ■    | →    |
| 目が不自由な方への情報提供<br><b>障</b> | 「朗読山びこ」や「点字サークルあすなろ」の協力を得て、音声での広報や点字での広報を作成し、目が不自由な方にもしっかりと伝わる広報活動に取り組みます。 | 継続   |      | ■    | ■    | →    |
| ホームページの作成<br><b>全</b>     | 社協活動や福祉にかかる情報のリアルタイムな発信をめざし、社協ホームページの作成を行います。                              | 実施   | ■    | ■    | ■    | →    |
| 関係団体との連携<br><b>全</b>      | 情報が届きにくい方には、関係団体の会合や研修会の場を生かし、関係団体を経由して地域住民へ情報を発信する仕組みをつくります。              | 検討   |      | 実施   | ■    | →    |
| チラシの作成<br><b>全</b>        | 個々の事業内容や取り組みが分かるチラシを作成します。   | 充実   | ■    | ■    | ■    | →    |

### III. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

#### 現状

社協では、福祉サービスの提供や福祉サービスの利用を支援する事業、職員の能力向上を狙った研修の実施、生活に困窮されている方などへの支援など、多様化する問題の解決に向けた福祉サービスを、利用しやすいように提供しています。

住民アンケート調査では、「医療サービス体制の充実」が38.8%、「高齢者や障がい者の在宅生活支援」が30.9%と、医療・介護・福祉サービスの充実を求める声が多く、かつらぎ町の高齢者世帯数の増加への対応が求められています。

#### 施策の方針

在宅でのサービスを望む声が多くあり、利用者が増加する中で、より利用者のニーズに合ったサービスを提供する必要があります。

また、福祉サービスの提供だけでなく、福祉サービスを受けやすくするための援助を通じて、高齢者や障がい者が地域の中で孤立することを防ぎ、町内のすべての住民の権利を守れるような環境をつくっていく必要があります。

#### 社協の取り組み

| 取り組み                                   | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--|--|------|------|------|------|------|
| コーディネート機能の向上<br><b>全</b>               | 必要なサービスを必要な人に届けられるよう、福祉の受け手と担い手をつなぐコーディネーターの存在が必要であり、ニーズをしっかりと施策に反映させます。そのために、職員全員が相談窓口であるという意識を持ち、見守り活動の充実を目指します。 | 充実   |      |      |      |      |
| 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）<br><b>高・障</b> | 判断能力が不充分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。  | 継続   |      |      |      |      |
| 日常生活金銭管理等事業<br><b>高・障・困</b>            | 高齢者や障がい者の方で、判断能力はあるが安定した生活のために継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを行います。   | 継続   |      |      |      |      |

| 取り組み   | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--|--|------|------|------|------|------|
| 成年後見制度への対応<br><b>高・障</b>                       | 判断能力の低下により福祉サービス利用援助事業での支援が困難であるケースについて、成年後見制度への対応を図ります。                             | 継続   |      |      |      | →    |
| 資金貸付制度<br>・生活福祉資金貸付制度<br>・民生金庫貸付制度<br><b>全</b> | 低所得者・高齢者・身体障がい者世帯に対して、民生委員を通じて資金の貸し付けと、必要な援助を行います。                                   | 継続   |      |      |      | →    |
| 配食サービス<br><b>高</b>                             | 民生委員やボランティアの協力により、弁当を調理・配達し、利用者の安否を確認することで見守り体制の充実を図ります。                             | 充実   |      | ↑    | →    |      |
| 友愛電話<br><b>高</b>                               | 月に一回ボランティアの電話により、安否確認や日常生活での不安や気になっていることの相談に応じます。                                    | 継続   |      |      |      | →    |
| 関係団体との連携<br><b>全</b>                           | 各々の団体において友愛訪問や見守り活動に取り組めるよう支援します。  | 検討   |      | 実施   |      | →    |
| 居宅介護支援事業<br><b>高</b>                           | 介護保険サービスの事業者として、見守り支援します。  | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 訪問介護事業<br><b>高・障</b>                           | 花園地域において、介護保険サービス・障がい福祉サービスの事業者として、見守り支援します。   | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 通所介護事業<br><b>高</b>                             | 花園地域において、介護保険サービスの事業者として、見守り支援します。また、利用者と地域の方との交流により、地域内でのふれあいを図ります。                 | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 高齢者生活福祉センター事業<br><b>高</b>                      | 社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。 | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 福祉サービスに関する苦情解決体制<br><b>全</b>                   | 苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。                              | 継続   |      |      |      | →    |
| 社会福祉士実習の受け入れ                                   | 福祉への道を志す学生が、かつらぎ町の地域福祉活動を知り、興味を持ち、将来的にかつらぎ町の福祉に貢献する人材を育成します。                         | 継続   |      |      |      | →    |

## 2. 世代を超えてつながる健康で安心な地域づくり

### I. 地域福祉への理解の促進

#### 現状

社協では、ボランティア活動や募金活動、関係団体との連携を通じて、住民が自ら地域福祉について学ぶ機会の創出に努めています。

住民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動への参加意向は44%となっています。

また、福祉サービスを利用したことがない割合は54%となっていますが、その理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」という声が一定程度存在しており、福祉サービスの周知を含め、住民の福祉への理解の促進が必要とされています。

#### 施策の方針

障がい者スポーツやふれあい事業への参加促進を通じて、年齢や障がいの有無など、様々な立場を超えたお互いの理解を図っていきます。

また、新たに地域の中で住民同士が身近な不安や疑問などについて気軽に話し合う場を提供し、福祉や地域に対する意識の向上や、高齢者や障がいの方への理解を深める機会を、かつらぎ町社協が中心となって進めていきます。

小・中学校や高等学校では、福祉教育の充実や、赤い羽根共同募金などを通じて、子どもの頃から福祉のこころを醸成できるように図るとともに、「福祉サービスの利用の仕方がわからない」といった意見を極力なくしていきます。

## 社協の取り組み

| 取り組み                              | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------------------------------|--|------|------|------|------|------|
| 赤い羽根共同募金<br>歳末たすけあい募金<br><b>全</b> | 社協や県内の福祉施設などに助成を行う赤い羽根共同募金(10月)、年末年始に支援を必要とする方々に助成する歳末たすけあい募金(12月)の募金活動を、自治区、町内会、民生児童委員協議会、小・中学校、高等学校、町役場や関係機関などに協力を依頼することで、福祉活動への理解の促進を図っていきます。 | 継続   |      |      |      |      |
| 愛の日チャリティーバザー<br><b>全</b>          | 地域住民や協力団体、ボランティアが協力し、チャリティーバザーを実施することで、近隣愛の心を広めます。   | 継続   |      |      |      |      |
| 社会を明るくする運動の実施<br><b>全</b>         | 地域における犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生を地域の中での支えあいを推進していきます。  | 継続   |      |      |      |      |
| 地区懇談会の実施<br><b>全</b>              | 地域の中で気軽に話し合う地区懇談会を継続して開催し、地域内で自ら地域福祉への理解を推進する機会を提供します。   | 充実   |      |      |      |      |
| 恒久平和の実現<br><b>全</b>               | 戦没者追悼式の開催支援や遺族会活動の支援を通じて地域住民が平和について考え、地域のつながりとしづなを深める機会をつくります。   | 継続   |      |      |      |      |

## II. 地域福祉の担い手の育成と支援

### 現状

かつらぎ町では、ボランティアなどの関係団体や、民生委員・児童委員、自治区・町内会をはじめとする様々な組織が地域福祉の担い手となり、それぞれの連携の中で福祉活動を開催してきました。

住民アンケートでは、地域活動やボランティア活動の推進のために「若い世代への参加を呼びかける」ことが必要であるという意見が32.8%と多くあります。さらに、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が今後は必要であるという割合が34.5%と、すべての住民が地域福祉の担い手となれるように、活動の機会を幅広く提供する必要があります。

また、住民による地区懇談会においても、「地域の取り組みに熱心な方は一部である」という意見があがっています。「地域の行事がしっかりと受け継がれている」という声も多くなっていますが、地域福祉の担い手が増加しないまま、さらに高齢化や人口減少が進むことで、地域のつながりや共助による支え合いが減少してしまう可能性があります。

### 施策の方針

人口の減少や高齢化が進む中で、地域活動やボランティア活動に関心を持つ住民の増加をめざします。

また、ボランティア活動による様々な支援と、社協の取り組みを通じたボランティア参加者の増加を図るなど、既に地域福祉の担い手となっている方への支援や新たな担い手の増加を図っていきます。

## 社協の取り組み

| 取り組み                    | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------------------------|--|------|------|------|------|------|
| ボランティアセンター事業<br>全       | <p>ボランティア活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに、ボランティアの登録者・登録団体の増加を図り、地域福祉の担い手を増やしていきます。</p> <p>また、地域におけるボランティア活動の普及や活動に対する支援に取り組んでいきます。</p> | 充実   |      |      |      | →    |
| 児童・生徒への福祉教育の推進<br>子     | <p>ボランティア活動への参加、もしくは依頼の相談を受け付け、町内の福祉サービスのコーディネーターの役割を果たしていきます。</p>   | 充実   |      |      |      | →    |
| 一般住民への福祉教育の推進<br>全      | <p>小・中学校、高等学校での人権啓発や学習会を通じて、将来的な地域福祉の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>また、ボランティア協力校を指定し情報交換を行っていきます。</p>                                 | 継続   |      |      |      | →    |
| ボランティア体験事業<br>全         | いつでも、どこでも、だれでも気軽に、ボランティア活動のきっかけづくりの機会を提供し、新たな担い手の確保をはかります。   | 検討   | 実施   |      |      | →    |
| 地域活動・ボランティアリーダーの育成<br>全 | ボランティア研修会やリーダー研修会を提供し、地域におけるボランティアリーダーの育成に取り組んでいきます。   | 検討   | 実施   |      |      | →    |
| ボランティアまつりの開催支援<br>全     | ボランティア活動の紹介を行い、助け合いや支えあいの輪を広げます。   | 継続   |      |      |      | →    |

### III. ふれあい・交流の促進

#### 現状

社協では、ふれあい事業や介護サービス利用者との交流などを通じて、ふれあい・交流の機会を提供しています。

社会の変化や世帯の多様化などにより、全国的に住民同士の交流が減少していく中で、かつらぎ町ではどの地区からも「地域での結束力は強い」ことが、地区の良いつながりとしてあがっていました。

住民アンケート調査では、今後充実すべき取り組みについて、「隣近所や自治区・町内会など、交流活動への支援」との回答が22.1%となっており、特に、なかなか地域に参加しない方との交流をどのように図っていくのかが求められています。

#### 施策の方針

地域活動・ボランティア活動などに積極的に参加できる住民だけでなく、地域の中で孤立しやすい高齢者・障がい者の方など、世代や立場を超えたふれあい・交流をさらに推進し、交流を通じた健康づくり・生きがいづくりを図っていきます。

また、こうしたふれあい交流事業へのボランティアとしての参加が、地域福祉への理解の促進や、担い手の増加につながるように取り組んでいきます。

## 社協の取り組み

| 取り組み                       | 内 容   | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------------------------|---|------|------|------|------|------|
| ふれあい活動の支援<br><b>全</b>      | 町内で世代や立場、障がいの有無などを超えた交流・ふれあいの機会を提供する団体に対して助成を行い、こうした機会の増加を図ります。           | 充実   |      |      | →    |      |
| 高齢者の健康・生きがいづくり<br><b>高</b> | 老人福祉大会の開催や、老人クラブ連合会活動の支援・連携に取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいづくりに取り組んでいきます。         | 充実   |      | →    |      |      |
| 障がい(児)者の社会参加<br><b>障</b>   | 障がい(児)者の健康づくり・生きがいづくりに取り組み、積極的に外に行く機会を図っていきます。                            | 充実   |      | →    |      |      |
| ひとり親家庭の交流事業<br><b>子</b>    | ひとり親家庭「ふれあい」事業を通じて、家庭同士が知り合い、交流するための機会の充実を図るとともに、母子寡婦福祉会の紹介や参加促進を図っていきます。 | 検討   | 実施   |      | →    |      |
| 若者の社会参加                    | 不登校、未就労者の居場所づくり   | 検討   | 実施   |      | →    |      |

### 3. 災害時に一人も見逃さない地域づくり

#### I. 災害時に備えた体制の強化

##### 現状

住民アンケート調査において「地震や台風、大雨などの災害に関するこころ」への不安が50.2%と多くなっています。

加えて、地域の組織や団体に期待する活動として「緊急事態が起きた時の対応」が70.3%と最も多く、「交通安全や防災・防犯などの活動」も36.1%と比較的多くなっています。

のことから災害などの緊急時に備えた取り組みと、災害が起きてからの取り組みの両方が求められています。

また、今後行いたい地域活動・ボランティア活動として、「防災や防犯・交通安全などに関する活動」の割合は26.5%となっており、こうした方を対象としたボランティアの養成が求められています。

##### 施策の方針

災害の発生に備え、普段の活動の中から災害時にも活動できるボランティアを確認し、災害時にリーダーとなれる人材の養成を進めておきます。

また、住民への学習の場の提供などにおいても、積極的に災害時の対応に関するテーマを取り上げ、地域の防災力を高めていきます。

##### 社協の取り組み

| 取り組み             | 内 容  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|------------------|--|------|------|------|------|------|
| 災害ボランティアの確保<br>全 | 災害時に社協や各関係団体と連携して活動できるボランティアを普段のボランティア活動を通じて確認します。 | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 災害ボランティアの育成<br>全 | 災害時にそれぞれが対応できるよう、人材の養成を目指します。                      | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| 施設・備品の確認         | 災害時に必要な備品や資機材の点検や施設の避難経路の確認を定期的に行います。              | 継続   | →    |      |      |      |

## II. 災害ボランティアセンター※設置運営訓練

### 現状

平成23年度に、かつらぎ町と社協が「かつらぎ町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」や、県内30市町村の社協において「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」を締結し、災害時のボランティア受け入れ体制を整えました。

さらに、伊都・橋本地域の社協が合同で行うボランティアセンターの運営訓練に継続して取り組むなど、実践を想定した取り組みを行っています。

### 施策の方針

広域での連携を図りつつ、町内の災害ボランティアセンターとしての取り組みに注力しながら、住民に対する災害ボランティアセンターの周知を推進していきます。

また、大規模災害時には避難所運営のサポートや、災害ボランティアのニーズの調整を、かつらぎ町から依頼されることが予想されるため、災害の発生を想定した密な連携を図っていきます。

### 社協の取り組み

| 取り組み                       | 内 容   | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------------------------|---|------|------|------|------|------|
| 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施<br>全 | 県内市町村の社協と役割を分担しながら、継続して災害ボランティアセンター設置運営訓練に取り組んでいきます。                      | 継続   |      |      |      | →    |
| 災害ボランティアセンター運営スタッフの育成<br>全 | 住民に対して災害ボランティアセンターの啓発を行い、災害時にボランティアとしてかかわってもらえるよう働きかけます。                  | 充実   | ↑    | →    |      |      |
| かつらぎ町との連携                  | かつらぎ町と社協が締結した「かつらぎ町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、かつらぎ町との協力関係のシミュレーションを行います。 | 検討   | 実施   |      | →    |      |

※災害ボランティアセンターとは、災害時のボランティア活動を円滑に行うための拠点であり、ボランティアの受け入れや人材の調整・適所への派遣などを行います。

### III. 災害時の要配慮者支援

#### 現状

社協では、町との連携により平成20年度から民生委員・児童委員の協力を得て、災害時に支援が必要な一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、視覚・聴覚・肢体などに障がいがあるなど、災害時に自力で避難が困難な方の調査を行い、「災害福祉マップ」の作成を行っていますが、その対象者は年々増加しています。

住民アンケート調査では、災害時などの緊急時の対応について、「避難場所への誘導などの手助けが必要」と答えた割合が31%あり、「隣近所の方で、自力で避難が困難だと思われる人を知っている」と答えた割合も51%と非常に多くなっています。また、一方で、「災害時に近所に暮らす高齢者や障がいのある人、乳幼児のいる家庭などを避難させる活動に参加しても良い」と答えた割合が61%あることから、災害時の支え合い・助け合いの意識が高いといえます。

#### 施策の方針

災害福祉マップの更新を行い、災害時に配慮が必要な方の把握に努めています。

また、一人で避難に不安がある高齢者や、自力で避難が困難な方、小さな子どもがいる世帯などについては、地域や隣近所で把握して助け合っていくように啓発を行います。

#### 社協の取り組み

| 取り組み                                   | 内 容   | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--|---|------|------|------|------|------|
| 災害福祉マップの整備<br><b>高・障・子</b><br><b>全</b> | 災害時の要配慮者を調査し、住居の把握のため地図と併せて管理します。<br>情報を最新に保つために、毎年更新処理を行っていきます。    | 継続   |      |      |      | →    |
| かつらぎ町自主防災組織連絡協議会との連携<br><b>全</b>       | 災害時の要配慮者の把握と、災害時の支援活動をどのように展開するのか、地域の自主防災組織に働きかけ、支援方策を検討し、災害時に備えます。 | 継続   |      |      |      | →    |